

令和4年度ICT等を活用したイノシシ捕獲実証委託業務仕様書

1 業務目的

全国におけるイノシシは、個体数の増加により農業被害が深刻化しており、令和2年度は約46億円の被害が発生している。

一方、本県におけるイノシシは、明治期以降、乱獲等により一旦絶滅したが、近年、県境地域を中心に目撃されており、個体数の増加及び被害発生が懸念されることから、被害防止対策を担う市町村の鳥獣被害対策実施隊員等の捕獲技術向上が急務となっている。

そこで、本県におけるイノシシの捕獲の効率化が期待できるICT等を活用した捕獲を市町村等と連携して実証するものである。

2 業務実施期間

契約締結の日から令和5年3月3日（金）まで

3 業務内容

実施場所については三八地域の市町村2か所（ただし、2か所は隣接していても構わない。なお、実施場所は委託者と受託者との協議により決定する。）とし、各実施内容は以下のとおりとする。

(1) 捕獲実証

実施場所1か所につき、わな設置地点数を2地点以上とする。

①実施場所の設定

目撃情報、被害情報や地形等を考慮して、現地確認の上、市町村と協議して設定する。なお、わな設置前に捕獲の効率化を図るため、ICT等の活用により出没の有無を調査する。

②捕獲実証の実施

市町村の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）の協力により、わなを設置・移動・管理する。

なお、実施隊の労力軽減のため、わなの管理（見回り等）については、ICT等を活用する。

また、捕獲された個体の止め刺し等については、実施隊が行うこととし、助言・指導を実施し、捕獲実証結果を取りまとめる。

(2) 研修及び結果報告会の開催

三八地域の市町村を対象にわな設置地点を活用した捕獲技術向上に資する研修を企画、開催する。

また、取りまとめた捕獲実証結果の報告会を開催し、その内容を発表する。

4 県が行う業務

(1) 捕獲実証

①実施場所の選定に係る受託者と関係市町村との協議の場の設定

②市町村の鳥獣被害対策実施隊への協力依頼

(2) 研修及び結果報告会の開催

研修及び結果報告会の開催日の調整、会場借り上げ等準備、市町村等への開催通知
※研修及び結果報告会の当日の資料の用意、会場設営及び進行は県が行う。また、
会場借り上げ、会場設備（プロジェクター、PC等）及び開催通知に係る経費は
県が負担するものとする。

5 成果品の提出

(1) 成果品

①報告書1部（現地調査写真一式含む）（A4縦版）

②①の電子データを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚

(2) 提出場所 青森県食の安全・安心推進課

6 著作権等の扱い

(1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「所有権等」という。）は、青森県が保有するものとし、青森県が二次使用等を実施することに対して、著作者人格権を行使しないこととする。

(2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

7 その他

(1) 受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

(2) 契約期間中において受託者は、委託者の求めに応じ中間報告書、参考資料及びデータ等を適宜提出するものとする。

(3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない事由については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。